

**古い薬の使用はやめましょう**

有効期限の切れた薬は処分しましょう。医療機関で処方された薬は、そのときに使い切るのが基本ですが、残ってしまった場合は、使用期限にかかわらず処分しましょう。似たような症状があらわれた際に自分の判断で使用するのは危険です。

**問い合わせ**

役場 保健福祉課 保健係  
 ☎ 45・1111 内線610  
 愛媛県保健福祉部  
 健康衛生局薬務衛生課薬事係  
 ☎ 089・912・2391  
 (社)愛媛県薬剤師会  
 ☎ 089・941・4165  
 URL  
<http://www.yakuehime.jp/outline/index.html>

**いつなごきは届出が必要です**

国民年金への届出は、加入する時だけでなく、被保険者種別が変わった時にも必要です。もし、届出をされなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

**○20歳以上60歳未満の方**

届出が必要なとき	被保険者の種別	届出先
20歳になったとき(厚生年金・共済組合加入者を除く)	第1号	鬼北町役場 宇和島年金事務所
就職したとき(厚生年金・共済組合に加入したとき)	第1号 ⇒第2号	勤務先
退職したとき(厚生年金・共済組合加入者の場合)	第2号 ⇒第1号	鬼北町役場 宇和島年金事務所
第2号被保険者と結婚し、扶養されるようになったとき	第3号	配偶者の勤務先

**▼第3号被保険者の届出**

第2号被保険者(厚生年金・共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を經由して行うこととなります。なお、

国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、自分で納める必要はありません。

届出が必要なとき	被保険者の種別	届出先
○配偶者である第2号被保険者が退職したとき ○配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ○配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ○配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号 ⇒第1号	鬼北町役場 宇和島年金事務所
本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号 →第2号	第2号被保険者の勤務先
配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例:厚生年金から共済組合等)	第3号 (種別変更なし。届出必要)	鬼北町役場 宇和島年金事務所
本人の住所が変わったとき	—	第2号被保険者の勤務先

**問い合わせ**

☎ 45・1111 内線216  
 役場 町民課 保険年金係

**10月18日～24日は「秋の行政週間」です**

総務省では、行政相談制度を広く知っていただき、その利用を促進するため、10月18日(月)から24日(日)までの1週間を「秋の行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行います。

当町でも総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり行政相談を実施いたしますので、この機会にお気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。

**日時**

10月20日(水) 10時～15時

**場所**

広見地区

総合福祉センターひまわり

日吉地区

日吉住民センター研修室

**行政相談委員**

広見地区 関本 健夫

日吉地区 井谷 和隆

**問い合わせ**

☎ 45・1111 内線236  
 役場 総務課 行政係